



まつど農委だより

市内農地の利用状況を調査する

農地パトロールを10月に行いました



農業委員会では、毎年1回・8月～11月頃に、市内農地の利用状況調査（農地パトロール）をしています。

今年度は、10月に農業委員・農地利用最適化推進委員および農業委員会事務局職員が、市街化調整区域の農地を7日間かけて調査しました。

その結果を受け、遊休農地（通常の農作業だけでは作物の栽培ができない農地）の所有者には農地の利用意向調査を実施しています。

遊休農地は、**周辺農地への被害**をはじめ、**ゴミの不法投棄や景観・生活環境の悪化**の原因ともなります。遊休農地の所有者は、**農地銀行**（詳細は3面）を活用するなど、農地として有効に利用されるようお願いいたします。

令和5年4月から

相続税の納税猶予を受けている皆さんへ

3年に一度の継続届出書の申請時に必要な書類が少なくなります

納税猶予の継続届出書（「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」のこと）申請の際には、「**申請地の公図**」「**申請地の評価証明書**」を必要書類としていましたが、皆さんの負担軽減およびペーパーレス化の一環として、**令和5年4月1日受付分から、提出不要**とします。

※分筆や納税猶予の一部確定などにより前回の申請時から変更がある場合および納税猶予を初めて受ける際の「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請時は引き続き提出が必要です。

令和5年4月1日以降に申請する際に必要な書類等

- 引き続き農業経営を行っている旨の証明書：2通（窓口でご記入いただくことも可能です）
- 税務署の通知 ●本人確認書類（運転免許証など）
- 【代理人が申請する場合】委任状 ●【市外在住の方】農業経営実態証明書等

3年ぶりに21世紀の森と広場で

「まつど大農業まつり」を開催しました



市内農作物で作られた宝船

3年ぶりに「大農業まつり」が11月23日(祝)に21世紀の森と広場で開催されました。

当日は、市内で栽培された新鮮な野菜や色とりどりの花卉を求める人たちが会場をにぎわせていました。

会場では市内農家が育てた農産物の品評会も開催され、優秀な作品には千葉県知事賞・松戸市長賞・農業委員会会長賞をはじめ、各賞が贈られました。



松戸市農業委員会々長賞にはサトイモが選ばれました



全国ねぎサミット2022inしんじょうで 松戸のネギをPRしました

全国の有名ねぎ産地が一堂に会するイベント「全国ねぎサミット2022inしんじょう」が、10月8日(土)・9日(日)の2日間にわたり、山形県新庄市で開催されました。

全国ねぎサミットは、2019(令和元)年に松戸市で行われて以来、新型コロナウイルス感染症の影響で延期となっていました。今年、3年ぶりに開催することができました。

松戸市もブースを出店し、松戸のネギ(あじさいねぎ)を皆さんにPRしました。



「ネギ産地PR合戦」でアピールしました

意見交換会を開催しました

11月11日に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、千葉県農業会議の職員を講師として招き、委員のみで意見交換会を行いました。参加者は人・農地プランの地域計画策定に向けた説明や、農業者年金に関する話に熱心に耳を傾けていました。



農地を貸したい！ 借りたい！ を市がサポート

農地銀行をご活用ください

問：農業委員会事務局 ☎047-366-7387、農政課 ☎047-366-7328

農地銀行って？

農地銀行は、農地所有者が耕作・管理できなくなった農地を登録することで、経営規模を拡大したい人や新規就農を希望する人へ農地の貸し借りに関する情報提供や交渉を市などがお手伝いする制度です。

こんなときは、農地銀行にご相談ください



農地所有者

- 農地があるけれど、自分も家族も農業を続けられない
- 高齢や病気等の理由で農業をやめようかを思う



農地を借りたい人

- 農業の経営規模を拡大するために、借りることができる農地を探している
- 新しく農業を始めたいけれど農地を持っていない

農地銀行の手続きの流れ

農地銀行

(農業委員、農地利用最適化推進委員、JAとうかつ中央、農業委員会事務局、農政課)

農地所有者
(農地を貸したい人)

農地を借りたい人



① 農地情報の登録

④ 利用希望者の
情報を提供



② 農地情報の提供

③ 農地利用の申請



⑤ 当事者間で条件等を交渉
(市も同席します)

⑥ 交渉成立 (契約手続きへ)

農地銀行の利用を希望する方は、お近くにお住いの農業委員・農地利用最適化推進委員に相談するか、農業委員会事務局・農政課に問い合わせください。

3月10日
締め切り

農地台帳の情報の更新にご協力ください

今回発行している農委だより第69号と同時に、各農業者世帯宛てに農地台帳(世帯別・筆別の農地管理情報)を送付しています。

生産緑地の解除や納税猶予を受けられる場合など、農地台帳の情報をもとに調査を行う場合がありますので、世帯情報を今一度ご確認ください、返送をお願いします。



農地台帳の情報の更新は、随時受け付けています

従事日数などに変更があった場合は、農業委員会事務局の窓口にお越しください(電話での手続きはできません。同一世帯ではない人が農地台帳の閲覧・更新をする場合は委任状が必要です)。

令和5年度の総会の日程は 広報まつどでご確認ください

農業委員会総会の日程は、毎月1日発行の広報まつどの掲示板欄または市ホームページをご覧ください。

相続税の納税猶予を受けている皆さんへ 税務署から通知が来たら 速やかに申請を

証明書の発行には2~3週間かかります。早めの申請にご協力をお願いします。

農業者年金に加入しませんか



加入を希望する人は、お近くの農協にご相談ください。

国が支える、農業者年金の特徴

- 少子高齢化時代に強い！積立・確定拠出型
- 保険料が自由に選べる
- 公的年金ならではの！税制上の優遇措置
- 保険料の国庫補助も(担い手対象)

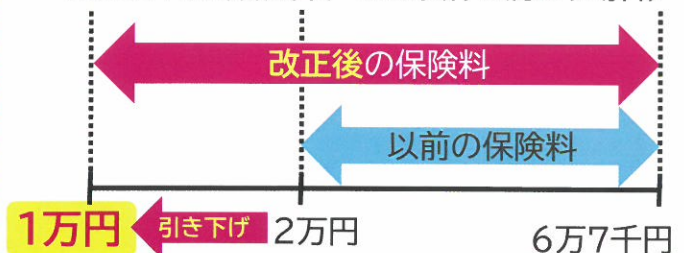
以下の方が加入できます

- 20歳~59歳 ※国民年金の任意加入被保険者の60~64歳も加入できます。
- 国民年金の第1号被保険者
- 年間の農業従事日数が60日以上

35歳未満
が加入
しやすく

35歳未満で通常加入する人の毎月の保険料の下限額が1万円に引き下げられました。
※一定の要件を満たす必要があります。

改正された保険料(一定の要件を満たす場合)



編集後記

今年は、7月に農業委員・農地利用最適化推進委委員の改選があります。新型コロナウイルスの感染対策で始まり、委員活動も思うように行かない時期が多々ありました。残り5ヶ月となりましたが、農地に関する相談等がありましたら、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員までお声をかけてください。

◇ ◆ ◇ 編集委員 ◇ ◆ ◇

椿 唯司 (会長)

山口 輝雄 (会長職務代理者)

杉浦 昌平 (第一審査会長)

鈴木 栄一 (第二審査会長)